

意見書案第2号

政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 堀添健

〃 浜田昌利

〃 仁平克枝

政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書

国会議員による政治資金パーティーをめぐる事件で、政治資金収支報告書に不記載又は虚偽記載をして、現職国会議員が政治資金規正法違反の疑いで逮捕されるなど、政治資金に関わる政治家のコンプライアンスの欠如が国民から厳しい指摘を受けている。

政治資金規正法は、第2条の基本理念において、政治資金は、適切に運用される必要がある旨、また同条第2項において、「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない」と定められ、政治活動を国民の監視の下に置くことで公正性を確保することを狙いとしている。

このような情勢を受け、現在、国会においては政治資金規正法の改正など連日議論が行われており、国会では岸田首相が、最大の問題点は、現行の法律ですら遵守が徹底されなかったということ、すなわちコンプライアンスが欠如していた点であり、党としても説明責任と政治責任を果たしていかなければならない旨の答弁をしている。

よって、国におかれては、再発防止に向けて、政治資金の透明性を高め、政治家の責任の厳格化等を含めた政治資金規正法改正の議論を深めていくよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

財務大臣